

令和4年 No.36

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

センター機構及びセンターの組織再編並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年5月25日 教育研究評議会 審議・承認

ただし、承認後に附則の軽微な修正が生じたため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年6月1日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第26号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					〔省略〕				
(任期を定めて雇用する教員の職等)					(任期を定めて雇用する教員の職等)				
第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。					第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。				
〔省略〕					〔省略〕				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
<u>教育インキュベーション推進機構（OEC D日本共同研究プロジェクト）</u>	教授，准教授，講師，助教	1年	3回に限り再任可	法第4条第1項第3号	<u>国際教育センター</u>	<u>教授，准教授（学長が，役員会の議を経て，任期付教員として定めた者に限る。）</u>	<u>5年</u>	<u>1回に限り再任可</u>	<u>法第4条第1項第1号</u>
障がい学生支援室	教授，准教授，講師，助教	2年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号	<u>次世代教育研究推進機構</u>	教授，准教授，講師，助教	1年	3回に限り再任可	法第4条第1項第3号
〔省略〕					〔省略〕				
<u>先端教育人材育成推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）</u>	助教（学長が，役員会の議を経て，任期付教員として定めた者に限る。）	3年	再任不可	法第4条第1項第3号	<u>次世代教育研究推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）</u>	助教（学長が，役員会の議を経て，任期付教員として定めた者に限る。）	3年	再任不可	法第4条第1項第3号

				<u>教育インキュベーションセンター（就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業）</u>	<u>助教（学長が、役員会の議を経て、任期付教員として定めた者に限る。）</u>	<u>6 月以 内</u>	<u>再任不可</u>	<u>法第 4 条第 1 項第 3 号</u>
<p>〔省略〕</p> <p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: center;">同意書</p> <p>〔省略〕</p> <p>私は、東京学芸大学 に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号）<u>第 4 条第 1 項第 号</u>及び東京学芸大学教員の任期に関する規程第 2 条の規定に基づき、下記のと通りの任期により雇用されるものであることに同意します。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</u></p> <p><u>2 教育インキュベーション推進機構（OECD 日本共同研究プロジェクト）及び先端教育人材育成推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）教員について、採用等の事由が年度の途中で生じたことにより、年度の途中から任期が開始される場合の任期は、採用の日の属する年度を 1 年として取り扱うこととする。</u></p> <p><u>3 この規程の施行後教育インキュベーション推進機構（OECD 日本共同研究プロジェクト）及び先端教育人材育成推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）において雇用される者のうち、別表の任期欄の規定によりその任期の末日が令和 6 年 4 月 1 日以後となる者については、同表の任期欄の規定にかかわらず、当該任期の末日を令和 6 年 3 月 31 日</u></p>				<p>〔省略〕</p> <p>別紙様式 1</p> <p style="text-align: center;">同意書</p> <p>〔省略〕</p> <p>私は、東京学芸大学 に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号）<u>第 4 条第 1 項第 1 号</u>及び東京学芸大学教員の任期に関する規程第 2 条の規定に基づき、下記のと通りの任期により雇用されるものであることに同意します。</p> <p>〔省略〕</p>				

までとする。